別表2 令和6年度 水質検査項目一覧表 (水道事業者名:瑞浪市)

浄水場名:東部広域水道(浄水受水) 水源種別:表流水

| 採水場所: 別紙一覧表による25箇所 | 委託機関: 水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の指定する者 | 検査方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)

			w	
<u></u>	水質検査項目	検査の回数		理 由
1	一般細菌	<u>毎月</u>		毎月検査省略不可
	大腸菌	<u>毎月</u>	12	毎月検査省略不可
	カドミウム及びその化合物	<u>年1回</u>		過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	水銀及びその化合物	年1回		過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5	セレン及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	鉛及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7	ヒ素及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	六価クロム化合物	3ヶ月毎		基準値改正のため
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12	フッ素及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
	四塩化炭素	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15	1,4ージオキサン	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
16	シスー1,2ージクロロエチレン 及びトランスー1,2ージクロロエチレ	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17	ジクロロメタン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	テトラクロロエチレン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	トリクロロエチレン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	ベンゼン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	塩素酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	クロロ酢酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	クロロホルム	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	臭素酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	総トリハロメタン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	ブロモホルム	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
	亜鉛及びその化合物	年1回		過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
	鉄及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	銅及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	ナトリウム及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	マンガン及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	塩化物イオン	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	カルシウム、マグネシウム等	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	蒸発残留物	<u>年1回</u> 年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	窓光残曲物 陰イオン界面活性剤	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	ジェオスミン	年1回	1	浄水受水のため
	2ーメチルイソボルネオール	年1回	1	浄水受水のため
	まイオン界面活性剤	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
	フェノール類	<u> 37月毎</u> 年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
	フェノール短 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	12	<u> 国会3年の検査福来が基準値の3万の下次下であるため</u> 自動連続測定していないので検査回数の減不可
	pH値	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48		世月 毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可 自動連続測定していないので検査回数の減不可
	臭気	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可 自動連続測定していないので検査回数の減不可
	色度	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	巴及 濁度	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可 自動連続測定していないので検査回数の減不可
J I	/判/又	再月	12	ロ判定が例だしているいのでは国営数の意味であ

毎月検査	9項目
3ヶ月毎	27項目
年1回	51項目